

研修室使用料の減免制度のご案内

福井市総合ボランティアセンターでは、市民活動団体や個人の皆さんがボランティア活動等のために研修室を使用する場合、使用料を減免する制度を設けています。

対象となる場合	使用料 (エアコン含む)	受付開始
(1) ボランティア活動や公益市民活動等の普及推進を目的として使用し、広く一般市民の参加を求める場合 例) 一般の方(団体会員以外)が参加できる講座や講演会など	無料 (全額免除)	4か月前 の月の初日
(2) 認定団体()が、ボランティア活動等を目的として使用する場合 例) 認定団体が、定例会議、活動の準備や練習などで使用する場合		
(3) 上記以外のボランティア活動等で使用する場合 例) 会議、活動の準備や練習など、団体会員等のみで使用する場合	半額 (50%免除)	

注意

「ボランティア活動等」とは、ボランティア活動をはじめとする非営利公益市民活動をいいます。

次の場合は減免できませんのでご注意ください。

参加費徴収や販売等を行う場合

10人未満で使用する場合

認定団体とは

非営利公益市民活動を主たる目的としている

(非営利公益市民活動を行っているか、行う計画がある場合も可)

団体活動に関する規約、名簿及び会計書類を備えている

10人以上のメンバーで構成されている

市内に主たる事務所等を有する

県内に主たる事務所等を有する場合でも、下記の団体は申請が可能

・大学生のみで構成される団体

・近年、市内で活動した実績及び市の事業に参画・協力した実績がある団体

総合ボランティアセンターの事業や運営に積極的に協力する意思がある

下記の要件を満たした団体で、申請の上、審査会での承認を得た団体をいいます。

認定のための審査会は原則として年4回開催します。(認定の期限は認定日の年度末まで)

申請書の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/mati/activity/souborasyosai.html>

福井市総合ボランティアセンター

TEL 0776-20-5107 FAX 0776-20-5168

〒910-0006 福井市中央1丁目2-1 ハピリン4階

総ボラ

検索

開所時間 9:00~21:00(土日は17:00まで)

休所日 月曜日・祝日(土日を除く) 年末年始